

九州整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理 番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定 基準 ※注2	重点化 基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福岡県八女市(八女郡矢部村)	10	ア	①②	2.95	(①矢部川流域 ②日向神ダム)
2	福岡県八女市(八女郡矢部村)	9	ア	①②	2.94	(①矢部川流域 ②日向神ダム)
3	熊本県球磨郡球磨村	28	イ	①②	3.50	(①球磨川流域 ②荒瀬ダム)
4	熊本県球磨郡あさぎり町(球磨郡上村)	12	ア	①②	3.56	(①球磨川流域 ②清願寺ダム)
5	熊本県球磨郡球磨村	27	イ	①②	3.50	(①球磨川流域 ②荒瀬ダム)
6	大分県佐伯市(南海部郡宇目町)	6	ア	①	3.26	(北川流域)
7	大分県竹田市(竹田市)	5	ア	①	3.28	(大野川流域)
8	大分県国東市(東国東郡武蔵町)	8	ウ	②	3.12	(武蔵町簡易水道)
9	鹿児島県伊佐市(大口市)	10	ア	①②	3.08	(①川内川流域 ②鶴田ダム)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。